

経緯・趣旨

- 平成13年に、総務省と共同して、電気通信事業分野における競争をより一層促進していく観点から、独占禁止法及び電気通信事業法それぞれに関する基本的考え方及び問題行為等を記した指針を策定。
- 電気通信事業分野の状況変化等を踏まえ、今般、指針の独占禁止法関係部分の改定案を作成。

主な改正点

【以下の事項を指針に追加】

電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、移動体通信設備のうち特定の設備との接続拒否等をする場合は、独占禁止法上問題となり得る。

電気通信役務の提供に関連する分野

- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、他の事業者と業務提携を行う場合に、提携先事業者に対して、競争事業者とは業務提携を行わないこと等を条件とすることや、電気通信役務と他の商品・サービスをセットで提供する場合に、供給に要する費用を著しく下回る料金を設定することは、独占禁止法上問題となり得る。
- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末に技術的な制限を設定して他の事業者の電気通信役務を利用できなくすることは、独占禁止法上問題となり得る。
- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金の過度な安値設定、卸電気通信役務の提供の拒否等をする場合は、独占禁止法上問題となり得る。

コンテンツの提供に関連する分野

- ・ 市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者(※)が、自己のメニューリストへのコンテンツ掲載において、自己又は自己の関係事業者と他のコンテンツプロバイダーを差別的に取り扱うことは、独占禁止法上問題となり得る。
- (※) システム運用事業者：コンテンツの提供・利用のためのシステムを運用している電気通信事業者

電気通信設備の製造・販売に関連する分野

- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末製造業者に対して、競争事業者の端末を製造させないこと等は、独占禁止法上問題となり得る。
- ・ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末販売業者に対して、指定する事業者以外の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること等は、独占禁止法上問題となり得る。